

議員（村岡 清邦）

6番 村岡 清邦です。

新庁舎へのアクセス道路の整備の進捗状況と消防施設整備に係る積立金の創設について質問させていただきます。

始めに、新庁舎へのアクセス道路整備の進捗状況についてお伺いを致します。新庁舎の整備については、先月中旬に新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザル実施要領を公表し、その業者選定を行い、建設に向けてスタートを切ったところです。今後おおよそ50年は使用することになる新庁舎施設は、多度津町の活性化の拠点の一つの施設となることは言うまでもありません。新庁舎は町民皆様の夢が膨らむ施設となるものと確信を致しております。個人が家を建築するとき大切にすることは、玄関だろうと思います。また、玄関までに至る通路についても玄関の一部であると考える人は多いと想像します。新庁舎建設の説明を頂いた折には、進入路の想定図もお示し頂きました。ぜひとも確保しなければならないことと言えます。善通寺方面からの進入は、JR元西踏切の高架橋の下を通過ということになると思いますが、車高はどれくらいの高さが可能なのかなと思いつつ通ったりしているものです。

そこで、お尋ねを致します。

当初計画をしていた進入路については、どの程度進捗しているのでしょうか。2つ目に、元西踏切の高架橋の下はどの程度の車両の通行が可能なのでしょうか、よろしくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

村岡議員の新庁舎へのアクセス道路整備の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎への進入路につきましては、国の社会資本総合交付金のメニューであります都市再生整備計画事業を活用し、駅周辺や新庁舎整備の関連施設と合わせた基盤整備としまして、現在、新庁舎建設用地前面の町道255号線の改良及び四変テックのJR側の町道20号線とパーク・アンド・ライド駐車場への進入路に当たります町道206号線との交差点改良に関する事業を進めております。まず、町道255線の改良につきましては、現在、道路の基本的な構造や中心線を決めるための道路予備設計を行っており、警察等との関係機関と安全性に関する協議を行いながら、予備設計を進めているところでございます。今後は地元の皆様への説明を行った後に、測量や詳細な設計、用地取得に関する検討を進めていくこととしております。

次に、町道20号線と町道206号線との交差点改良につきましては、現在、新庁舎建設用地への円滑な進入が早期に可能となるよう、改良する交差点の基本的な形状や道路の構造について警察等の関係機関と安全性に関する協議を行

いながら、測量及び設計、また用地取得に関する検討を進めているところでございます。今後は、用地取得を早急に進め、来年度において出来るだけ早い時期に工事を実施し、新庁舎建設工事が着手するまでに事業が完了出来るよう努めて参ります。以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（河田 数明）

議員ご質問の2つ目のご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

議員ご質問の高架橋は、町道20号線の上を県道善通寺多度津線が通過する立体交差に当たる構造物でございます。立体交差に当たりましては通行車両の安全確保のため、高架橋を建設する際には、建築限界の高さが道路構造令により定められており、道路構造令によりますと、高架橋の高さは、普通道路で4.5メートルとなっております。香川県中讃土木事務所に確認を致しましたところ、当該高架橋は町道の路面から4.5メートル以上の高さを確保して整備しているとのことでした。また、現地を確認しましたところ、町道20号線から高架橋までの高さは、低いところで4.65メートル、高いところで5.0メートルでした。道路構造令では、設計上対象としている車両は、道路法の規定で道路運送車両法によるものとなっております、車両の高さを3.8メートル以下と規定しておりますので、通行許可の届け出が必要な特殊車両以外は通行が可能であると考えられております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただいまご答弁を頂きました。

先に2番目の高架橋の部分につきまして、私が通行しておりまして、どうも低いんでないかなと思っておったんですが、相当の高さがあるようですが、一部道路標識が高架橋の下にはみ出てるという部分もあったかなということもあって、低いなと感じていたのかもしれない。十分大型車両も通れるんだ、大型のバスも通れるんだというご説明だったと思います。それは、多度津町の庁舎がユニバーサルデザインを導入もしながら、庁舎を建設するという事になれば、新しい施設を見学に来る大型バスも盛んにはまってくるんでないかなということも想定をしながら心配をさせて頂いておりました。そういうことで、安心を致しております。

第1問目の新庁舎建設の道路の部分に関しては、新庁舎建設の説明があったときには、町道20号線から町道255線への進入路について、今、白井建設さんですか、その横については改良の計画があるということで、もう一つ20号線から町道255線への進入路についても、新たな進入路の確保についても計画がある旨の説明があったように記憶を致しております。そうした中で255号線の改良も急がせる事案ではあると認識はしていますが、新たな進入路の確保が可能となれば、206号線と255号線の新たな進入路は、20号線がロータリー状態と

なって、利便性が大いに増加するのではないかなと考えたりします。新庁舎の建設は説明があったときにも、最初新しく道路を造るんだというような説明が確かあったと思っておりますが、その道路の進入路の進捗状況について、再度伺いをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に対しまして答弁をさせていただきます。

議員さんのおっしゃられておりますのは、昨年度に都市再生整備計画をご説明させていただいたときにお示ししております新道ということをおもっております。新道に関しましては、確かに駅周辺を整備する中でロータリー機能を持った道路ではありますが、現在、駅周辺開発整備等検討会、民間の方をはめた検討会の中でも色々お話を聞いております。新道を建設する用地につきましては、今後もう一つ議論を重ねる必要があるとなっておりますので、今のところ新道の方を早期に整備をすることにはなっておりません。今現段階での考えでは、庁舎建設後、整備の方にかかりたいと考えておまして、それをまず最初に先ほど申し上げました町道20号線と206号線の交差点、また自動車学校の方へ抜ける255号線、これをまず整備を行った後に新道の建設にかかりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただいま再質問に対する答弁がありました。

多度津新庁舎の基本計画というんですか、そのときの見直しをして、基本計画が認定をされたという分の経緯の中には、文言が3行か4行か5行かやったのですが、つけ加えられた中で新庁舎の基本計画が決められました。その中には、新庁舎の建設は駅前の駅周辺の開発と一体化をした中で進めていくんだとよ、こういう風なことを盛り込んでの新庁舎の計画やったという風に見直しが認定をされたという風に考えてます。そうした中では、駅周辺の開発と新庁舎は一体化をした中で進めていきますよ、こういうような説明も理解する中で認められたという風に私は記憶を致しておりますから、そのことが新庁舎の建設基本計画が3行か5行かをつけ加えられた部分を除けてしまっただけで進んでいくということに関しては、いささか疑問に思うところです。そうした中で、私はそのことも一体化をした中で進めていくんですよとわざわざ駅周辺開発の文言を盛り込みながら、そのことを反故にってしまうというのは少し疑問に思えます。質問ではありません、私の考え方だけです。

次に、2番目の質問の消防施設整備積立金の創設についてご質問をさせていただきます。

本町は、町民の命と財産を守るため、町単独で消防事業を運営していることに深く感謝致します。消防業務も多岐、広範と言えます。その業務において、欠

かすことができないのは、車両はもちろん消火資機材、救急資機材などであり、その整備費はどれをとっても高い金額になります。本町の財政状況については、今後、起債返済の増加、財政調整基金の減少など、少しずつ窮屈さを増して行くことが想定されます。財政調整基金の取り崩しは、その用途について制限はないと言えます。財政調整基金に積み立てておけば、その方が使い勝手が良いとの考えも分かりますが、一つの目的を持って積み立てておくことも、財政が窮屈となるが故に大切なことと考えます。本町の新庁舎建設における積立金もその目的のために起こしているものです。消防施設の維持はどの施設整備も高い金額になることを考慮すれば、厳しさを増す財政状況の中から、少しずつ積み立てを行うことも必要なことではないでしょうか。車両の車体の寄贈については、これまでも数多く受け入れてきた訳ですが、搭載機材の充実には町の財源が必要となります。

そこで、お尋ねします。

消防施設の維持継続のため、消防施設整備積立金の創設はどうでしょうか、質問致します。

総務課長（岡部 登）

村岡議員の消防施設整備積立金の創設についてのご質問にお答えさせていただきます。

東日本大震災以降、本町では平成26年の消防庁舎建設を始め、防災行政無線、防火水槽等の消防関連施設を整備してきたところでございます。しかし、依然として分団屯所や消防車両など、老朽化しているものが多く存在しており、これらの維持継続を図ることは消防業務を円滑に行い、町民の安全・安心を守るために不可欠であると考えております。これまで消防庁舎や防災行政無線、防火水槽等の大型事業は、緊急防災・減災事業債の起債を活用して整備して参りました。この緊急防災・減災事業債は、充当率が100%と一般財源の負担が極めて小さく、非常に有利な制度でありましたが、平成32年度で終了ということが既に発表されております。この起債がなくなると、消防施設整備事業の充当率はおおむね75%となります。また、起債対象以外の資機材も充実させる必要があることから、今後は多額の一般財源が必要になって行くことが想定されます。このような事態に備え、事業を計画する段階でどの事業にどれくらいの特典財源があり、どれくらいの一般財源の負担があるのかということをしつかりと見極め、計画年度に向けて特定目的基金を積み立てていくということは、資金不足の解消といった効果のみならず、計画されている事業の財政負担を明瞭にするという意見がございます。決算においても、資金不足が全て財政調整基金の取り崩しによって賄われるというのではなく、大型事業によって、特定目的基金が取り崩され、それ以外の通常の事情によって、財政調整基金が

取り崩されるという風に、財布を別々に管理した方が財政状況がより分かりやすくなります。以上のようなことから、消防施設整備積立金のような特定目的基金を積み立てていくことは、町の財政状況を正確に把握し、今後の施策に生かしていく上でも効果的でありますので、議員ご提案の消防施設のみならず、その他の事業におきましても大型事業が計画された際には、積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ご答弁を頂きました。

起債返還の額も増加する中、資金計画にも留意しながらの財政運営について、極めて積極的な取り組みを進める旨の回答であると受け止めます。

2点ほど質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。